

## 令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、老朽化による倒壊等の保安上の危険を引き起こすおそれのある空家等の解体を促進することを目的として、空家等の解体及び撤去に係る費用の一部に対し、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 危険空家等 空家等のうち、倒壊等又は屋根、外壁等の脱落、飛散等のおそれのある状態と認められ、十和田市特定空家等判断基準に基づき判定し、不良度（老朽度・危険度）の評定合計が50点以上となる空家等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特定空家等として市長が認めたもの又は危険空家等に該当すると判定されたもの。ただし、法第22条第2項の規定に基づく勧告を受けたものを除く。
- (2) 個人が所有するもの（2人以上の個人が共有しているものを含む。）
- (3) 所有権以外の権利が設定されている場合には、当該権利を設定した者から解体及び撤去について同意を得ているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、登記事項証明書又は固定資産税家屋補充課税台帳に補助対象空家等の所有者として登録されている者、当該所有者の相続人その他補助対象空家等を管理するに相当すると市長が認める者であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市区町村が賦課する個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (2) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の全部を解体し、及び撤去する工事
- (2) 市内に本店又は支店等を有する事業者であって、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による青森県知事の登録を受けた解体工事業者が行う工事
- (3) 補助対象者が工事請負契約を締結する工事
- (4) 他の補助制度による補助金の交付又は公共事業等による補償の対象とならない工事
- (5) 補助金の交付の決定後に着手し、令和8年3月13日までに完了する工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 補助対象工事に係る廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 補助対象空家等に存する動産の収集運搬費及び処分費

(4) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる作業等に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第10条に規定する補助金の交付の申請の前に、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金事前調査申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(危険空家等の判定)

第9条 市長は、前条の申出書の提出があったときは、現地調査を行い、当該申出に係る空家等が特定空家等又は危険空家等に該当するか否かについて判定するものとする。

2 市長は、前項の判定をしたときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金事前調査結果通知書(様式第2号)により当該申出者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の実施前に令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認をすることができる書類の写し

(2) 登記事項証明書その他補助対象空家等の所有者を確認することができる書類

- (3) 補助対象工事に係る見積書及び内訳書
  - (4) 申請者に第4条第1号に規定する税金の滞納がないことを証する書類
  - (5) 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第4号）
  - (6) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合にあつては、当該権利を設定した者が当該補助対象空家等の解体及び撤去について同意したことを証する書類
  - (7) 以下に掲げるいずれかに該当する場合にあつては、紛争等に関する誓約書（様式第5号）
    - ア 補助対象空家等が2人以上の個人による共有である場合
    - イ 申請者が相続人であつて、補助対象空家等の相続人が2人以上ある場合
  - (8) 相続人が申請する場合にあつては、相続関係を証する書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金変更承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金変更承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（中止の承認）

第13条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金中止承認申請

書（様式第9号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をした場合は、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金中止承認通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事が完了した日から30日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第15条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付金額確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

（交付請求）

第17条 交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。

(4) 市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、令和7年度十和田市空家等解体撤去費補助金返還命令書（様式第15号）によりその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第20条 交付決定者は、補助対象工事に係る関係書類を、補助対象工事が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。